



2019年8月9日

各 位

会 社 名 マジェスティ ゴルフ株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 在昱
(コード番号：7834)
問合せ先 常務執行役員CFO 鈴木 正道
(TEL：03-6275-6700)

所 在 地 大韓民国ソウル特別市江南区永東大路 511
トレードタワー34階 (三成洞)
会 社 名 マジェスティ ゴルフ コリア カンパニー
リミテッド
代表者名 代表理事 金 錫根

MAJESTY GOLF KOREA Co., Ltd. (マジェスティ ゴルフ コリア カンパニーリミテッド)による
マジェスティ ゴルフ株式会社株券 (証券コード：7834) に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

マジェスティ ゴルフ コリア カンパニーリミテッドは、本日、マジェスティ ゴルフ株式会社の普通株式を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、マジェスティ ゴルフ コリア カンパニーリミテッド (公開買付者) が、マジェスティ ゴルフ株式会社 (公開買付けの対象者) に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2019年8月9日付「マジェスティ ゴルフ株式会社株券 (証券コード：7834) に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2019年8月9日

各 位

大韓民国ソウル特別市江南区永東大路 511

トレードタワー34階（三成洞）

マジェスティ ゴルフ コリア

代表理事 金 錫根

**マジェスティ ゴルフ株式会社株券（証券コード：7834）に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ**

マジェスティ ゴルフ コリア（MAJESTY GOLF KOREA Co., Ltd.、以下「公開買付者」といいます。）は、本日、マジェスティ ゴルフ株式会社（証券コード：7834、株式会社東京証券取引所 JASDAQ スタンダード市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

公開買付者は、本日現在、対象者株式6,492,200株（所有割合（注1）：37.68%）を所有する対象者のその他の関係会社であり、また、公開買付者の発行済株式の全てを所有する韓国の「資本市場と金融投資業に関する法律（資本市場法）」に基づき設立された投資目的会社であるモーツァルト アドバイザーズ コリア リミテッド（Mozart Advisors Korea Limited。所在地：韓国ソウル特別市、理事（注2）：金在昱（キム・ジェイウク）、以下「MAK」といい、MAKと公開買付者を総称して「公開買付者ら」といいます。（注3））は、対象者株式2,294,200株（所有割合：13.32%）を直接所有するとともに、間接所有分を合わせて対象者株式8,786,400株（所有割合：51.00%）を所有する親会社であります。

この度、公開買付者は、2019年8月9日開催の理事会において、以下のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、（i）対象者株式の全て（但し、公開買付者及び対象者が所有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得するための本公開買付けを実施すること、並びに（ii）本公開買付けにおいて対象者株式の全てを取得することができなかった場合には、対象者を公開買付者の完全子会社とするための手続を実施することを、それぞれ決定いたしました。

本取引は、対象者の代表取締役社長である金在昱（キム・ジェイウク）氏及び同取締役である金錫根（キム・ソッコ）氏が、共に公開買付者の代表理事を兼務していることから、いわゆるマネジメント・バイアウト（MBO）（注4）に該当します。両氏は、本取引後も、継続して対象者の経営に当たることを予定しております。

（注1） 「所有割合」とは、対象者が2019年8月9日に提出した第20期第3四半期報告書（以下「対象者四半期報告書」といいます。）に記載された2019年6月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（17,228,201株）から、対象者が2019年8月9日に公表した令和元年9月期第3四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「対象者四半期決算短信」といいます。）に記載された2019年6

月 30 日現在の対象者が所有する自己株式 (425 株) を控除した株式数 (17, 227, 776 株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しています。以下、別途の記載がある場合を除き、所有割合の計算において同じです。

- (注 2) 本書中の韓国法人における「理事」「代表理事」の用語は、日本の会社法 (平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。) における「取締役」「代表取締役」にそれぞれ相当します。
- (注 3) MAK は、Orchestra Private Equity 第 1 号私募投資合資会社 (所在地: 韓国ソウル特別市、以下「OPE 1」といいます。) が 2017 年 6 月 9 日、韓国ソウル特別市に設立した特別目的会社 (SPC) であります。OPE 1 は、投資業を営み日韓を中心としたバイアウトプライベートエクイティファンドを目指すオーケストラ アドバイザーズ コリア リミテッド (Orchestra Advisors Korea Limited。所在地: 韓国ソウル特別市、代表理事: 金在昱 (キム・ジェイウク)、以下「OAK」といいます。OAK、OPE 1、MAK 及び公開買付者を総称して「OPE グループ」といいます。) が、対象者と公開買付者への投資と両社の株式価値の向上によりリターンを創出することを目的として設立したプライベートエクイティファンドであり、韓国の銀行、証券会社等を中心に複数の企業から投資を受けております。OPE グループには、東京及び韓国ソウル特別市に常勤社員 9 名、非常勤社員 2 名が所属しています。OPE グループは、2017 年 6 月には対象者の普通株式を取得し (詳細は、公開買付者が 2019 年 8 月 13 日に提出する公開買付届出書の「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け成立後の経営方針」の「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」をご参照ください。)、2018 年 2 月には韓国国内最大手広告ポストプロダクション企業であるビジョンホールディングズ (韓国ソウル特別市)、2019 年 1 月にはデジタルダーツの生産、流通及び国際大会の主催等を手掛けるグローバル企業である株式会社ホンインターナショナル (韓国ソウル特別市) の買収を完了しております。なお、OAK は、国境を越えて行う取引 (いわゆるクロスボーダー取引) での事業拡大が相互に容易な日本と韓国の中堅企業を主要投資対象としており、公開買付者及び対象者への投資は、OAK が主要投資対象とする高い潜在成長力を有する日本と韓国の中堅企業という点で最適の投資機会と判断しております (なお、OAK は OPE 1 への出資を通して公開買付者及び対象者への投資を行っております。)。また、公開買付者及び対象者を含む OPE グループ各社の代表者である金在昱 (キム・ジェイウク) 氏は、これまで、The Riverside Company (米国) において Asia Private Equity Fund 代表及び PineBridge Investments (米国) において Asia Private Equity Fund 代表を務め、過去に日本、韓国及びオーストラリアで複数の買収案件に関与し、また、経営コンサルタントとして、Bain & Company Japan 及び The Boston Consulting Group Japan において東京、ソウル、ボストン及びトロントの各オフィスで執務した経験を有しています。金在昱 (キム・ジェイウク) 氏は、業務運営に関する経験を活かし、複数の投資先企業で経営に参画し、業績重視の報奨制度の導入、業務効率の改善を通じたキャッシュ・フローの創出、並びに販売合理化及び地域進出を通じた売上増加を行った経験を有しております。
- (注 4) 「マネジメント・バイアウト (MBO)」とは、公開買付者が対象者の役員である公開買付け (公開買付者が対象者の役員の依頼に基づき公開買付けを行う者であって対象者の役員と利益を共通にする者である公開買付けを含みます。) をいいます。

公開買付者は、本公開買付けにおいては、4,993,000株（所有割合：28.98%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、本公開買付けは、対象者株式の全てを取得することにより、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。なお、買付予定数の下限（4,993,000株）は、本公開買付けが成立した場合に公開買付者が所有する対象者株式が対象者の総議決権の3分の2に相当する株式数以上となるように設定しました。具体的には、対象者四半期報告書に記載された2019年6月30日現在の発行済株式総数（17,228,201株）から対象者四半期決算短信に記載された2019年6月30日現在の対象者が所有する自己株式（425株）を控除した株式数（17,227,776株）に係る議決権数（172,277個）に3分の2を乗じた数（小数点以下を切上げ。114,852個）に100を乗じた数（11,485,200株）から、公開買付者が本書提出日現在所有する対象者株式の数（6,492,200株）を控除した株式数（4,993,000株）としております。

また、本公開買付けが成立したものの、公開買付者が対象者株式の全てを取得することができなかった場合には、公開買付者が2019年8月13日に提出する公開買付届出書に記載のとおり、対象者を公開買付者の完全子会社とするための一連の手続を実施することを予定しています。

なお、本公開買付けの実施にあたり、公開買付者は、MAKとの間で、MAKが所有する対象者株式2,294,200株（所有割合：13.32%）の全てを本公開買付けに応募する旨を口頭で合意しております。

対象者が本日公表した「MAJESTY GOLF KOREA Co., Ltd.（マジェスティ ゴルフ コリア）による当社株券に対する公開買付けの実施（MBO）及びこれに対する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、本日開催の対象者取締役会において、対象者取締役5名のうち、社外取締役2名が出席し、出席した取締役の全員一致で、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を併せて決議したとのことです。なお、対象者の意見の詳細については、対象者プレスリリース及び公開買付者が2019年8月13日に提出する公開買付届出書の「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「④ 対象者における利害関係を有しない出席取締役（2名）全員の承認及び利害関係を有しない監査役（3名）全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

本公開買付けの概要は以下のとおりです。

1. 買付け等の目的等

(1) 対象者の名称

マジェスティ ゴルフ株式会社

(2) 買付け等を行う株券等の種類

普通株式

(3) 買付け等の期間

2019年8月13日（火曜日）から2019年9月25日（水曜日）まで（30営業日）

(4) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金195円

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
10,735,576株	4,993,000株	一株

(6) 決済の開始日

2019年9月30日（月曜日）

(7) 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

なお、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が2019年8月13日に提出する公開買付け届出書をご参照ください。

以上